

【活性化事業の推進体制】

■ 中心市街地活性化協議会

1. 協議会の役割

- ・ 中心市街地活性化協議会は、中心市街地活性化に関する事業の総合調整や、事業の推進に関する事、及び市が策定する基本計画の実効性に寄与することなど、まちづくりを総合的に推進する組織です。
- ・ 中心市街地活性化協議会は、市の作成する基本計画並びに認定基本計画及びその実施に必要な事項について意見を述べるすることができます。

※基本計画の内閣府認定には、中心市街地活性化協議会の意見聴取が不可欠です。(下図)

2. 設置者

- ・ 都市機能の増進を推進する者（まちづくり会社）
 - ・ 経済活力の向上を推進する者（商工会議所）
- ※協議により規約を定め、共同で協議会を組織
※協議会を組織した旨を公表

(スキーム図)

